平成２１年（フ）第８０３１号
埼玉県草加市谷塚町731―１―２―904、開始決定時の住所埼玉県草加市北谷１丁目21―25
破産者　熊谷　　眞
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０３２号
埼玉県草加市谷塚町731―１―２―904、開始決定時の住所埼玉県草加市北谷１丁目21―25
破産者　熊谷　　剛
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０８４号
東京都中央区日本橋中洲６―６―1105
破産者　今屋　雄作
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０９５号
東京都品川区大崎３―６―29　大崎ウエストサイドビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西早稲田２丁目14番１号
破産者　株式会社インフィニアム
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１２９号
東京都中央区銀座１丁目25―１―709
破産者　佐々木輝男
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１４９号
東京都北区滝野川１丁目40番６号
破産者　株式会社フリーダム
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９００１号
東京都品川区東品川３丁目29―２―103
破産者　神戸　和男
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９１１１号
東京都葛飾区立石５丁目２―２―1203
破産者　長谷川由里子
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２２５号
東京都江東区潮見２丁目８―13　西濃運輸株式会社東京支店
破産者　清川　勝広
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３０８号
千葉県松戸市新松戸３丁目202―Ⅱ―103
破産者　角田　麻衣
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３１２号
東京都江戸川区松島３丁目20―６　コーポ90―202
破産者　堀田　信一
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３１５号
東京都江戸川区平井６丁目37―12―804
破産者　鈴木真奈美（旧姓矢野）
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３３５号
千葉県鎌ケ谷市北中沢１丁目２―15―308
破産者　増田　悦子
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３８１号
東京都大田区池上５丁目７―18―101
破産者　山本　浩司
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３９４号
東京都練馬区光が丘５丁目５―５―805
破産者　湯田　森好
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５０３号
埼玉県越谷市大字南荻島261―３―２―201
破産者　富　　明美
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５０６号
東京都東村山市美住町１丁目４―１―19―311
破産者　安藤　晶子（旧姓小林）
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５１０号
埼玉県さいたま市南区文蔵３丁目32―15―401
破産者　渡辺加代子
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５１５号
埼玉県ふじみ野市福岡武蔵野10―３―402
破産者　沖原　健二
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５１６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保378―８―202
破産者　西方　愛子
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５２５号
東京都八王子市別所２丁目16―１―805
破産者　中野　　茂
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６００号
東京都練馬区錦２丁目16―13　第２錦サカエマンション103
破産者　江守　　亘
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部